

●居宅サービス

| | |
|-----------------------|---|
| 訪問介護(ホームヘルプサービス) | ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 |
| 訪問看護 | 疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助をします。 |
| 訪問リハビリテーション | 居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションをします。 |
| 訪問入浴介護 | 介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護をします。 |
| 居宅療養管理指導 | 医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。 |
| 通所介護(デイサービス) | 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 |
| 通所リハビリテーション(デイケア) | 老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。 |
| 短期入所生活介護(ショートステイ) | 特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 |
| 短期入所療養介護(ショートステイ) | 老人保健施設や病院などに短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 |
| 特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 |
| 福祉用具貸与 | 歩行器などの福祉用具のうち要介護者の日常生活の自立を助けるためのもの(厚生労働大臣の定めるもの)の貸与。 |
| 特定福祉用具販売(福祉用具購入費用の支給) | 排泄用具や入浴用いすなど貸与になじまない用具の購入費を支給します。 特定福祉用具販売業者として都道府県の指定を受けた事業者から特定介護福祉用具を購入した場合に限り支給されます。 |
| 住宅改修費の支給 | 手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。 *改修前に申請し必要と認められた部分のみ支給の対象となります。 |

●施設サービス

| | |
|---------------------|--|
| 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 日常生活で常に介護が必要で在宅での介護が困難な場合等に入所し、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などが受けられます。 |
| 介護老人保健施設(老人保健施設) | 病状が安定し、家庭に戻れるようにリハビリテーションを中心とする医療ケアと介護が受けられます。 |
| 介護療養型医療施設(療養病床等) | 病状が安定期にあり、長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入所し、医療ケア、介護、機能訓練等医療サービスが受けられます。 |

●地域密着型サービス

| | |
|-----------------------|---|
| 小規模多機能型居宅介護 | 通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせる多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。 |
| 夜間対応型訪問介護 | 24時間安心して在宅生活を送れるよう、夜間の定期的な巡回や通報による随時対応の訪問介護が受けられます。 |
| 認知症対応型通所介護 | 認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。 |
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | 認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、5~9人単位で共同生活をする住宅です。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設において、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設において、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間対応で受けられます。 |
| 複合型サービス | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを受けられます。 |